

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 66 号

令和 8 年 6 月 1 日 決 裁

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第３中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、令和８年６月１日から施行する。